

令和6年度「風格ある中学生」の姿

～心を合わせ 時を守り 場を清め 礼を尽くす～

水俣市立水俣第二中学校
生徒指導部

学校生活の原則

- ◆ 学校は学ぶ場であり、授業や行事、部活動等における生徒の心身の健康や安心、安全が第一である。
- ◆ 社会人となってもTPO（時と場所、場合に応じた方法・態度・服装等の使い分け）を判断して、身だしなみを整えたり、望ましい言動がとれたりする生徒を育成する。
- ◆ 学校生活に集中するために、家庭から不要な物や流行などを持ち込まない。

1 身だしなみ持ち物

(1) 服装

- 名札をつける。制服の変形をしない。
- 年間を通じて白、ベージュ、グレー、紺、黒（無地）の下着（ワンポイントが入ったものは可）を身につける。
- 靴下は、白、紺、黒、グレー（側部ワンポイントは可）でくるぶしが隠れる長さのものとする。
- 冬期（許可された期間）は、華美ではない白・黒・紺・グレー色の手袋・マフラ・ネックウォーマーを使用してもよい。

【学生服】

- 標準学生服を着用する。学生服の下は白の長袖カッターシャツとする。
- 夏期は、カッターシャツまたは開襟シャツを着用する。
- ズボンは指定された型のものとし、ベルトをつけ、裾を踏みつけない長さとする。
- ベルトは黒色とする。
- 冬期（許可された期間）は、標準学生服の下に白、黒、紺、グレー色のセーターやトレーナーなど（ハイネックタイプは不可）を着用してもよい。上着からはみ出ないものとし、無地（ワンポイント可）とする。

【セーラー服】

- リボンをつけ、スカート丈は膝が完全に隠れる長さとする。
- 冬期（許可された期間）は、セーラー服の下に白、黒、紺、グレー色のインナー等（ハイネックタイプは不可）を着用してもよい。上着からはみ出ないものとし、無地（ワンポイント可）とする。また、体育服時を除き、黒色のタイツを着用してもよい。
- 冬期（許可された期間）の登下校時に防寒着を着用してもよい。また、校内でカーディガンを着用する場合は名札を付ける。

(2) 頭髪等

- 眉、髪は、自然のままを保ち、いっさい手を加えない。（部分的に長さを変えない。）
- 染色・脱色、パーマ（ストレートを含む）、アイロン、整髪料など手を加えず、自然な髪型とする。
- 前髪は目にかからないようにする。

※ 特別な事情がある場合は個別に相談してください

【男子】

- 側部は耳、後ろ髪は襟にかからないようにする。

【女子】

- 肩にふれない長さとし、肩にかかった場合はゴムで束ねる。ゴムをとめる位置は耳の高さよりも低い位置とする。
- ヘアピンを使用する場合は適切な本数とする。
- ゴム、ヘアピンの色は黒・紺とする。

2 持ち物

- 学校での活動では学校指定のバッグを使用する。
メインバッグ・サブバッグには記名する。サブバッグはメインバッグに入りきらない場合に補助的に使用する。
- 靴は、白色および無地の運動靴とする。
- スリッパは指定のものとする。
- 学習に不要なものは持ってこない。部活動（練習試合等含む）においても同様である。
- リップ（無色・無香料）、ハンドクリーム、日焼け止めが必要な場合は無色・無香料とする。